オ　棟名　渡り廊下C　建物用途　渡り廊下　構造・階数　S造２階　建築面積　267㎡　延べ面積　499㎡
カ　棟名　仮渡り廊下⑴　建物用途　渡り廊下　構造・階数　S造１階　建築面積　314㎡　延べ面積　314㎡
キ　棟名　仮渡り廊下⑵　建物用途　渡り廊下　構造・階数　S造１階　建築面積　287㎡　延べ面積　287㎡
ク　棟名　仮渡り廊下⑶　建物用途　渡り廊下　構造・階数　S造１階　建築面積　119㎡　延べ面積　119㎡
ケ　棟名　仮渡り廊下⑷　建物用途　渡り廊下　構造・階数　S造１階　建築面積　140㎡　延べ面積　140㎡
コ　棟名　仮倉庫　建物用途　倉庫　構造・階数　S造１階　建築面積　406㎡　延べ面積　392㎡
サ　棟名　仮ボイラー室　建物用途　ボイラー室　構造・階数　RC造１階　建築面積　33㎡　延べ面積　33㎡
シ　棟名　職員宿舎A　建物用途　職員宿舎　構造・階数　RC造５階　建築面積　602㎡　延べ面積　2,573㎡
ス　棟名　職員宿舎B　建物用途　職員宿舎　構造・階数　RC造５階　建築面積　410㎡　延べ面積　1,793㎡
セ　棟名　自転車置場A１　建物用途　自転車置場　構造・階数　S造１階　建築面積　36㎡　延べ面積　42㎡
ソ　棟名　自転車置場A２　建物用途　自転車置場　構造・階数　S造１階　建築面積　36㎡　延べ面積　42㎡
タ　棟名　自転車置場B　建物用途　自転車置場　構造・階数　S造１階　建築面積　47㎡　延べ面積　56㎡
チ　工事種目　建築一式工事
ツ　その他　大門（長さ20m・高さ６m）、外塀（長さ274m・高さ4.5m）、受水槽基礎⑴、受水槽基礎⑵、防火水槽、外構、取壊し
テ　工事範囲　上記工事（入札説明書による。）
⑹　工期　平成23年１月31日まで
⑺　使用する主要な資機材　コンクリート約15,000㎥、鉄筋約1,700ｔ、鉄骨約340ｔ、ガラス約2,300㎡
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
⑵　本工事の業種区分において、法務省の平成21・22年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　法務省の平成21・22年度における建設工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上であること。
⑷　平成８年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の新営工事（以下「同種又は類似工事」という。）のうち、地業工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）。
　なお、施工実績は、原則として、建物１棟で判断する（ただし、法務省収容施設において、一契約で複数棟を一括して施工した場合には、その延べ面積、構造及び階数を施工実績として認める。）ので留意すること。
　また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。
　他方、その過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。
ア　同種工事
㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）
㋑　構造・階数　RC造又はSRC造にあっては地上３階建以上、ただし、法務省収容施設にあっては、地上２階建以上、S造にあっては地上11階建以上又は高さ31mを超えるもの。
㋒　建物規模　延べ面積7,500㎡以上、ただし、法務省収容施設にあっては延べ面積2,000㎡以上
㋓　工事種目　建築一式工事
イ　類似工事
㋐　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設
㋑　構造・階数　RC造又はSRC造にあっては地上３階建以上、S造にあっては地上11階建以上又は高さ31mを超えるもの。
㋒　建物規模　延べ面積　7,500㎡以上
㋓　工事種目　建築一式工事
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を入札日の翌日から14日以内に本工事に専任で配置することができること。
ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　平成８年度以降に、元請として完成引渡しが完了した上記⑷ア又はイに掲げる同種又は類似工事について、地業工事から完成までの経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）。
ウ　所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。
⑹　本工事に経常建設共同企業体として競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出する場合には、その構成員が、単体として申請書及び資料を提出していないこと（事業協同組合についても同様とする。）。
⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注業者でないこと又は当該受注業者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⑼　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

３　入札手続等
⑴　担当部局　〒950―8721 新潟県新潟市江南区山二ツ381―４　新潟刑務所総務部用度課　電話025―286―8221（代表）
⑵　入札説明書等の入手期間及び入手方法
ア　入手期間　平成22年７月６日から同年８月23日まで
イ　入手方法
㋐　法務省ホームページ（以下「HP」という。）に掲載している入札説明書等は、HPからダウンロードできる。
　HPアドレス：http://www.moj.go.jp
　メニュー：「政府調達情報」
㋑　上記⑴において交付するもの　入札説明書別冊「概略図面」については、上記⑴において交付するので、必ず受領すること（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前10時から午後５時まで。）。
　なお、郵送又は電送による入手申込みは受け付けない。
⑶　申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法
ア　提出期間　平成22年７月６日から同年７月16日までの休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで
イ　提出場所　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１―１―１　法務省大臣官房施設課経理係　電話03―3580―4111（内線2249、2265）
ウ　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。